

大切なお知らせです！

令和4年度入学生から全ての県立高校で

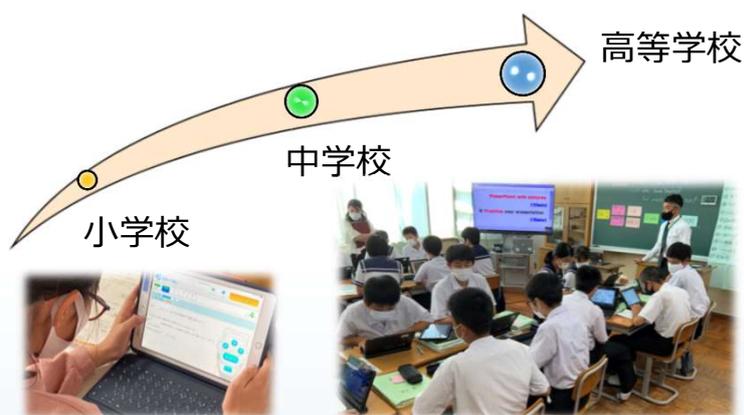
## 「1人1台の学習者用端末」



を活用した教育活動を実施します！



- ✓ 文部科学省が示す「**GIGAスクール構想**」により、令和3年度から義務教育段階では**1人1台の学習者用端末（タブレット等）を使った授業**が行われています。
- ✓ 高等学校では令和4年度から新学習指導要領が実施され、**プログラミング教育等による「情報活用能力」の育成**が求められています。



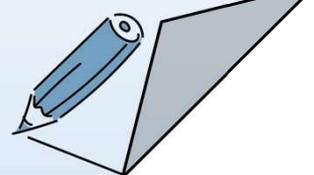
新学習指導要領

プログラミング教育



- ✓ 宮崎県教育委員会では、令和4年度から**全ての県立学校において「1人1台の学習者用端末」を活用した教育活動**を実施します。
- ✓ **令和4年度以降の入学生から、原則として学習者用端末を購入していただき、様々な教育活動に活用していく**ことになります。

※詳細は入学先の県立高校にて説明します（入学前に準備する必要はありません）



問合せ先

宮崎県教育委員会 教育政策課（教育情報化推進担当） TEL 0985-44-2604



## 1人1台の学習者用端末の準備に関するQ&A

### Q1. 学習者用端末は、具体的にどのようなものを指していますか？

ノート型パソコンやタブレット型パソコン（モニタの取外しができるパソコン）、タブレット端末です。ただし、スマートフォンは「学習者用端末」として使用できません。

### Q2. 学習者用端末は、どのように購入すればいいですか？

各県立高校によって整備方式（端末指定や購入方法等）が異なりますので、各学校からの案内に従ってください。合格発表後に各県立高校で実施する説明会等を受けてから、令和4年度中に準備を行うこととなります。

### Q3. 購入する場合の経費は、どれくらいになりますか？

学校が指定する機種や仕様によって異なりますので、入学予定者説明会等でお伝えする予定です。また、端末本体のほか、3年保証や管理ライセンス、タッチペン等の購入が含まれる場合があります。

### Q4. すでに所有している端末（スマートフォンを除く）を学校で使用することはできますか？

原則として、学校が指定する機種や仕様をもとに準備をお願いします。ただし、すでに所有している端末の使用の可否については、入学後に各学校にお問い合わせください。

### Q5. 端末は家庭で使用することができますか？ また、家庭での通信料は誰が負担するのですか？

家庭での学習などに使用することが可能です。家庭で使用する際の機器や通信料は、ご家庭で負担をお願いします。

### Q6. 保護者負担で購入した端末が故障したら、どうすればいいですか？

原則、個人負担となります。端末購入時に業者が提供する3年保証等をご活用ください。ただし、契約内容によっては、通学時の持ち運び（揺れ）によるシステム故障やモニタの破損などについて、対応していない場合もありますので、各自でご確認ください。

### Q7. 経済的な事情で、端末を購入できない場合はどうすればよいですか？

「貸出用端末」を一部整備していますので、貸与希望の場合には入学後に各学校で申請をお願いします。ただし、県教育委員会が定めた基準に従って選考する場合があるため、希望者に貸与できないこともありますので、ご了承ください。

宮崎県教育委員会では、新しい時代を切り拓く皆さんの「暮らしと学びを豊かにするための情報活用能力」を育成します。保護者負担を原則とした端末整備について、ご理解とご協力をお願いいたします。

